

↑ FAXはこのまま送信してください↑

平成29年2月25日【市民講演会 認知症と食のケア】参加申込書

上川中部地域歯科保健推進協議会（旭川市保健所健康推進課内）あて

FAX 0166-26-7733

氏 名 ふりがな	住 所（所 属）	連絡先（TEL）

**ご自宅・施設で
お口・歯の悩みごとを
かかえていませんか？**

- 歯が痛い
- 入れ歯が合わない
- うまく口腔ケアができない
- 歯ぐきが腫れた
- うまく食べられない
- 食事介助がむずかしい
- 食事に時間がかかる

こんなお悩みをお持ちの方は
今すぐ相談ください！

〈対象〉
何らかの事情で
歯科受診が
困難な方など

連携室受付時間
月曜日～金曜日 10:00～15:00
(祝祭日・お盆・年末年始を除く)

☎(0166)73-3238
FAX(0166)73-3259

※まず、お電話でご相談ください。
相談員（歯科衛生士）が対応します

旭川歯科医師会／旭川市金星町1丁目1-52

**相談員
(歯科衛生士)による
訪問事前診査
無料!**

通院ができないからとあきらめないで!

「旭川地域歯科医療連携室」では、介護が必要な高齢者等のご家族はもとより、介護サービスを担当している施設・事業所の職員の方、医師、看護師等の医療関係者の方々からの、要介護高齢者の歯科治療や口腔ケアに関する相談ならびに訪問歯科診療の申込みを受け付けています。

あなたのお悩みにお答えします!

Q1 どのような歯科医師が居宅を訪問し歯科診療を行うのですか。
A1 担当歯科診療所のご希望があれば、原則、当該歯科医師を派遣します。特に希望がない場合、居宅の住所、治療内容等を考慮のうえ連携室で調整し、連携室の登録歯科医師（旭川歯科医師会員）を派遣します。

Q2 訪問歯科診療や口腔ケアの費用は？
A2 基本的に、健康保険または介護保険の適用範囲以内の内容で行いますので、患者一部負担の費用のみ徴収いたします。ただし、専門相談員の事前診査（訪問）は無料となります。

Q3 要介護高齢者の歯科治療や口腔ケアの他には、どのような相談にに応じてもらえるのですか。
A3 連携室では、次のような相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。
●うまくかめない、のみ込めない、よくむせるなど、食事の摂取に関すること
●お口の中が乾燥しやすいなど口腔乾燥に関すること
●介護施設・事業所や療養型病院等の医療機関における職員や介護者対象の口腔ケアに関する研修サポートや講師の派遣に関すること
●サービス担当者会議、症例検討会（ケースカンファレンス）、栄養サポートチーム（NST）、摂食・嚥下リハビリテーションチーム等に関すること など